

## 第23号議案

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の9第1項第1号中「62,500円」を「78,750円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第8条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第12項中「附則第2条第1項」を「附則第2条」に改める。

附則第13項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条」に、「附則第25条」を「附則第11条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。